

令和6年度 歯科口腔保健に関する施策の実施状況報告

目 次

I . はじめに	P. 1
II . 神戸市歯科口腔保健推進条例に基づく推進体制	P. 2
III . 神戸市歯科口腔保健推進検討会(第7条)	P. 2
IV . 神戸市歯科口腔保健推進懇話会(第9条)	P. 4
V . 「こうべ歯と口の健康づくりプラン(第3次)」の取り組み状況	P. 7
計画の指標	P. 7
ライフステージに着目した施策の展開(第7条)	P. 8
1 . すべてのライフステージにおける取り組み	P. 8
2 . 妊娠期	P. 9
3 . 乳幼児期(0～5歳)	P. 10
4 . 学齢期(6～17歳)	P. 14
5 . 若年期(18～39歳)	P. 16
6 . 壮年期(40～64歳)	P. 17
7 . 高齢期(65歳以上)	P. 19
分野別にみた施策の展開(第7条)	P. 23
1 . 障がい者への歯科保健医療対策	P. 23
2 . 地域包括ケアに向けた取り組み	P. 24
3 . 救急医療対策(歯科)	P. 26
4 . がん対策(口腔がん)	P. 27
5 . 周術期(手術前後)などの取り組み	P. 28
6 . 災害時における歯科保健医療対策	P. 29
VI . 神戸市歯科口腔保健推進条例	P. 30

令和7年度の取り組みは6月末時点（令和6年度は速報値あり）

I . はじめに

「神戸市歯科口腔保健推進条例（平成28年11月8日施行）」第11条に基づき、令和6年度の本市の歯科口腔保健に関する施策の実施状況について報告する。

II. 神戸市歯科口腔保健推進条例に基づく推進体制

条例に基づき歯科医療等関係者から成る「神戸市歯科口腔保健推進検討会（第7条）」（以下、検討会）および保健医療等関係者や市民代表等も加えた「神戸市歯科口腔保健推進懇話会（第9条）」（以下、懇話会）を開催し、歯科口腔保健の推進のために協議を行っている。

平成29年度より口腔保健支援センターを設置して体制を強化するとともに、令和5年4月に策定した「こうべ歯と口の健康づくりプラン（第3次）（令和5年度～5年間）」により、健康寿命の延伸および健康格差の縮小をめざして歯科口腔保健を推進している。

令和6年度は小学校におけるフッ化物利用の方向性を議論するために検討会を2回、懇話会を4回開催して方向性が示された。その方向性に基づき、令和7年度より小学校におけるフッ化物洗口事業を全校展開していく。

III. 神戸市歯科口腔保健推進検討会（第7条）

神戸市歯科医師会役員、区歯科医師会会長をはじめとする歯科医療等関係者の参加のもと、地域での取り組みや課題、今後の対策などについて議論を行う。

1. 委員名簿

◎ 会長（選出分野別 敬称略）		令和6年4月1日
所 属 ・ 役 職		氏 名
学識経験者	◎ とさわ病院 歯科口腔外科部長 神戸市健康局 歯科専門役	足立 了平
神戸市歯科医師会	会長	百瀬 深志
	専務理事	杉村 智行
	常務理事	坪田 照彦
	常務理事	宮本 学
	常務理事	高木 景子
	常務理事	高見 敏昭
	理事	山本 哲也
病院歯科	神戸市立医療センター中央市民病院 歯科・歯科口腔外科 部長	谷池 直樹
各区歯科医師会	東灘区歯科医師会 会長	大矢 敏之
	灘区歯科医師会 会長	櫻井 俊也
	中央区歯科医師会 会長	三代 知史
	兵庫区歯科医師会 会長	中谷 昌弘
	北区歯科医師会 会長	小亀 辰夫
	長田区歯科医師会 会長	末瀬 裕一
	須磨区歯科医師会 会長	武貞 至浩
	垂水区歯科医師会 会長	秀 有剛
	西区歯科医師会 会長	竹中 博
兵庫県歯科技工士会	会長	山口 陽司
兵庫県歯科衛生士会	会長	高橋 千鶴
	副会長	栗原 知子

2. 開催日および主な内容

1) 第1回 令和6年7月16日(火)

議題1 「こうべ歯と口の健康づくりプラン(第3次)」の令和5年度の進捗状況

- ・計画指標の進捗および取り組みについて報告。幼児のむし歯の割合のみ目標達成。

報告1 小学校におけるフッ化物利用「令和7年度からの全市(全校)展開」の具体的な実施方法の検討について

- ・モデル事業の概要・進捗状況および懇話会意見について報告。
- ・学校歯科健診ではネグレクトの子どもにむし歯が多い。健康格差対策として学校での集団フッ化物洗口が必要。教員の多忙化を踏まえると外部人材の活用が必要。
- ・集団洗口モデルでは始業前での実施だが、昼休みなど柔軟な対応はできないか。
- ・現実的な実施方法として配布の安全性がクリアできるのであれば配布も致し方ない。
- ・事業の概要および方向性について、今後の課題を認識した。

報告2 オーラルフレイル対策について

- ・オーラルフレイル対策はフレイル予防と介護予防とリンクしているか。
- ・医療機関での継続的な支援体制のためには歯科専門職の資質向上が必要である。

報告3 口腔がん検診事業について

- ・令和6年度の制度変更(神戸市の委託事業・一部自己負担)と受診状況を報告。

2) 第2回 令和7年2月25日(火)

議題1 災害時歯科保健対策について

- ・2月8日に実施した渚中学校での合同災害訓練について、市歯科医師会および中央区歯科医師会より報告。災害支援体制の整備や課題について検討した。
- ・長田区災害医療連携協議会では19団体が参加して定期的に連携。
- ・県歯科衛生士会では災害支援研修会を実施し人材育成をしている。

報告1 令和7年度フッ化物洗口による小学生のむし歯予防について

- ・洗口液配布事業の現状と今後の計画について報告。
- ・小学校での事業が流動的であり、事前の情報共有が必要と意見あり。
- ・今後、連携強化を図り、積極的な参画と情報共有を徹底したい。

報告2 オーラルフレイル対策について

- ・健口トレーニング事業、広報活動、神戸常盤大学での研修会の開催について報告。
- ・積極的に推進すべきとの意見あり。

報告3 70歳フレイルチェック・フレイル改善通所サービスについて

- ・フレイルチェック事業の対象者の変更などについて報告。
- ・フレイル予防には、口腔や栄養も含めた包括的な評価の必要性があると意見あり。

報告4 介護施設の口腔衛生管理について

- ・介護施設における口腔衛生管理の義務化に関する概要と対象施設、運営指導の実施方法について説明。

報告5 訪問歯科診療・訪問口腔ケアについて

- ・訪問歯科診療の受診者数は、ほぼ横ばいで推移、訪問口腔ケア実績は約1.5倍に増加。

IV. 神戸市歯科口腔保健推進懇話会（第9条）

歯科医療等関係者、保健医療等関係者、および市民代表などの参加のもと、神戸市の歯科口腔保健に関する重要事項について議論を行う。

1. 委員名簿

◎ 会長	(50音順 敬称略)	令和6年6月28日
氏名	所属等	
明石 昌也	神戸大学大学院 医学研究科 口腔外科学分野 教授	
足立 了平	神戸市健康局 歯科専門役	
◎ 天野 敦雄	大阪大学大学院 歯学研究科予防歯科学講座 特任教授 大阪大学名誉教授	
伊藤 篤	甲南女子大学 人間科学部 総合子ども学科 教授	
神谷 訓康	神戸市看護大学 健康科学分野 准教授	
近藤 豊宣	神戸市老人クラブ連合会 理事長	
高橋 千鶴	兵庫県歯科衛生士会 会長	
竹中 博	神戸市歯科医師会 副会長	
田中 洋子	ネットモニター公募委員	
土居 貴士	大阪歯科大学 口腔衛生学講座 准教授	
西 昂	神戸市民間病院協会 会長	
橋本 加代	兵庫県栄養士会 会長	
堀本 仁士	神戸市医師会 会長	
丸山 美津子	兵庫県看護協会 会長	
百瀬 深志	神戸市歯科医師会 会長	
安田 理恵子	神戸市薬剤師会 会長	
吉田 幸恵	神戸常盤大学 口腔保健学科 学科長、教授	

臨時委員（第1回・2回）

堀野 晃伸	丸山ひばり小学校 校長
中野 忠行	浜山小学校 校長
廣井 香里	浜山小学校 PTA会長

2. 開催日と主な内容

1) 第1回 令和6年6月28日（金）

議題1 小学校におけるフッ化物利用「令和7年度からの全市（全校）展開」について

- ・小学校でのフッ化物利用は、神戸市の子育て支援施策として画期的である。

- ・教員の負担軽減のため、外部人材として PTA とか有償ボランティアなど考えられる。
- ・モデル校として集団フッ化物洗口を実施しているが学校の負担感はない。
- ・3年間の集団フッ化物洗口のモデル実施を踏まえて、どう選択するか。
- ・確実に効果が得られる観点からフッ化物洗口がよい。フッ化物洗口を学校で実施することは効果から見ても明白。むし歯の多い区は実施方法を変える選択肢もあるのではないかな。
- ・本人がなぜしているか理解すべきなので、教育ありきで考えてほしい。

フッ化物洗口の効果と必要性、実施方法と人材確保について、学校現場の声も参考に議論され、段階的・重点的な展開の提案や、教育・啓発の重要性について検討された。

2) 第2回 令和6年8月7日(水)

議題1 小学校におけるフッ化物利用「令和7年度からの全市(全校)展開」の具体的な実施方法の検討について

- ・まず重視すべきは開始すること。理想は全学校で校内のフッ化物洗口である。制約のある中、ハイブリッド方式として重点校での学校での集団洗口と家庭での配布かと思う。ただ、一定期間ごとに検証して見直しが必要だ。
- ・最大の懸念は配布後のフッ化物の取り扱いである。動画やリーフレットを見て頂かないと意味がない。
- ・安全性については相談窓口を設置する必要がある。
- ・むし歯の多い層が家庭で洗口液を使うのか疑問だ。定期的なサポートが必要だ。
- ・むし歯の多い口腔崩壊の児童は、背景として時間的・経済的・知識的な貧困がある。知識に関してプッシュ型の啓発が重要だ。
- ・6歳臼歯の保護という観点から小学校1年生がとても大事である。

神戸モデルとして安全性・効果・公平性を重視しつつ段階的に展開することで、重点校での洗口とその他校での配布が懇話会の意見としてまとまった。

3) 第3回 令和6年9月5日(木)

議題1 小学校におけるフッ化物利用「令和7年度からの全市(全校)展開」の具体的な実施方法について

- ・実施に当たっては保護者への周知、安全性の確保などが課題である。
- ・フッ化物洗口の動画はわかりやすいが、チラシはもう少し工夫がほしい。
- ・実施する時間帯について提案が欲しい。
- ・効果を周知するにあたってメカニズムを視覚的に伝える方法を考えるとよい。

懇話会での意見として「重点校ではフッ化物洗口の実施およびそれ以外での学校では洗口液の配布」とする方向性がまとめられた。今後は、実現に向けた準備と広報の強化、段階的な展開と定期的な検証が求められる。

議題2 「こうべ歯と口の健康づくりプラン(第3次)」の令和5年度の進捗状況

- ・令和5年度の進捗状況について説明

報告1 オーラルフレイル対策について

4) 第4回 令和7年3月11日(火)

議題1 災害時歯科保健対策について

- ・2月8日の合同訓練を踏まえた課題を抽出した。BCP(事業継続計画)がないこと、協定に従い連携が図れるか、歯科用医薬品の提供や歯科機材の確保が課題である。
- ・長田区では災害時の医療介護連携協議会を定期的に開催して連携を図っている。
主な課題の抽出、地域ごとの対応状況、災害時の歯科医療の役割と対応、関係団体の連携と支援体制について議論した。

報告1 フッ化物洗口による小学生のむし歯予防について

- ・全校展開が早く実現できるよう進めてほしい。また、継続的に懇話会で検証を重ねることが必要であるとの意見があった。

懇話会で示された今後検討が必要な事項とその対応案

- (1) フッ化物洗口の知識・重要性について、児童・保護者への理解を進める。
- (2) 家庭でのフッ化物洗口の実施の推進、安全に取り組むための啓発を行う。
- (3) PFAS(有機フッ素化合物)と洗口液(無機フッ化物)との相違について啓発する。
⇒(対応案)リーフレット・動画をスマホを使った連絡システム(すぐーる)により配信するほか、保護者への説明会等により周知を図っていく。(4月以降実施)
- (4) 安心してフッ化物洗口が実施できる相談体制を整備する。
⇒(対応案)洗口を行う家庭の保護者に対し、新たに相談窓口を設ける(7月以降実施予定)
- (5) 重点校での外部人材の確保に関して、学生や地域などの協力を求める。
⇒(対応案)重点校で洗口を行う際の外部人材や配付の際の補助要員について、学生や地域の方々への協力依頼を行う。(6月ごろ)
- (6) 全校展開にあたっては、児童・保護者の混乱を回避するため、学校内及び家庭内での実施は、当初、モデル的に開始し3年程度かけて対象を段階的に増やしていくことが望ましい。
- (7) 実施後も定期的に効果・検証を行うとともに、学校での集団実施を推進する。
⇒(対応案)今年度の実施状況を踏まえて、適切な周知啓発、確実な配布・実施状況の確認など、実効性のあるスキームの確立を目指す。

報告2 オーラルフレイル対策について

報告3 70歳フレイルチェック・フレイル改善通所サービス

報告4 訪問歯科診療・訪問口腔ケア事業について

- ・実施件数は年々増加しているが、本来の目的を明確化し、事業評価と今後の方向性を考える必要がある。

報告5 口腔がん検診事業について

V. 「こうべ歯と口の健康づくりプラン（第3次）」の取り組み状況

計画の指標

こうべ歯と口の健康づくりプラン（第3次）の現状および目標値

 前年度より改善
  前年度より悪化

すべてのライフステージにおける指標				神戸市						国	国
				データソース	3次策定時 (R3)	R5	R6	R5とR6 比較	2026年度 目標値	目標値の達 成状況	2023年度 (R5)目標値
かかりつけ歯科医があり過去1年間に 歯科健診を受診した人の割合の増加		40歳 50歳	40・50歳 歯周病検診 問診票	34.6%	39.2%	39.3%		50%	未達成	65% ※1	95% ※1
フッ化物洗口を実施する施設数、人数の増加			R5 こども 家庭局・教育 委員会調査 ※2	267施設	304施設	300施設		295施設	達成	—	—
				12,532人	12,289人	13,114人		13,500人	未達成	—	—
ライフステージごとの指標				神戸市						国	国
				データソース	3次策定時 (R3)	R5	R6	R5とR6 比較	2026年度 目標値	目標値の達 成状況	2023年度 目標値
妊娠期	妊婦歯科健診受診率の増 加	妊婦	妊婦 歯科健診	39.3%	40.5%	40.7%		50%	未達成	—	—
乳幼児期	むし歯のない人の割合の増 加	3歳児	3歳児 健診	89.9%	93.1%	93.8%		93%	達成	90% (令和5年)	100%
学齢期	永久歯1人平均むし歯数の 減少	12歳児	学校 保健統計	0.41本	0.45本	0.39本		0.2本	未達成	—	—
	歯肉に炎症所見を有する人 の割合の減少	中学生	学校 保健統計	17.7%	18.7%	20.8%		15%	未達成	20% (中学生・ 高校生)	10% (10代)
		高校生	学校 保健統計	18.9%	19.1%	15.7%		15%	未達成		
壮年期	進行した歯周炎を有する人 の割合の減少	40歳	40歳 歯周病検診	49.7%	48.0%	50.8%		45%	未達成	25% (40歳代)	40% (40歳以上) ※3
		60歳	60歳 歯周病検診	60.7%	60.6%	59.5%		55%	未達成	45% (60歳代)	
高齢期	オーラルフレイルチェック利 用率の増加	65歳	オーラルフレイルチ ェック	12.0%	14.2%	15.3%		20%	未達成	—	—
	75歳後期高齢者歯科健診 (オーラルフレイルチェック) 受診率の増加	75歳	オーラルフレイルチ ェック(後期 高齢者 歯科健診)	8.3%	12.4%	12.9%		15%	未達成	—	—
	20歳以上自分の歯を有す る人の割合の増加	75歳～ 84歳	R4 高齢者 一般調査	52.8% (R元)	59.8% (R4)	—	3年に1回の 調査のため R4年度が 最新	65%	未達成	60% (80歳)	85% (80歳)
			R4 在宅 高齢者 実態調査	34.8% (R元)	43.0% (R4)	—		40%	達成		
定期的に歯科健診、歯科医療を受けるこ とが 困難な人における指標				神戸市						国	国
				データソース	3次策定時 (R3)	R5	R6	R5とR6 比較	2026年度 目標値	目標値の達 成状況	2023年度 目標値
障がい者	障がい者入所施設での定期的な歯 科健診実施率の増加		右記の数値 は R3 県調査	76.0%	—	—	5年に1回の 調査のため R3年度が 最新	80%	未達成	90%	90% ※4
要介護 高齢者	高齢者入所施設での定期的な歯 科健診実施率の増加		右記の数値 は R3 県調査	35.8%	—	—		40%	未達成	50%	50% ※4

※1 過去1年間に歯科健診を受診した者の割合
 ※2 小学校2校を含む

※3 歯周炎を有する者の割合
 ※4 過去1年間の歯科健診実施率

2025年6月30日

ライフステージに着目した施策の展開（第7条）

1. すべてのライフステージにおける取り組み

（1）令和6年度の実績

「こうべ歯と口の健康づくりプラン（第3次）」に基づき、歯科口腔保健の啓発を実施。

① 市立図書館全館（12館）にて歯科口腔保健啓発

歯と口の健康週間（6月4日～10日）にあわせて、市内の図書館全館（12館）において歯科口腔保健関連図書の展示・貸出および歯科口腔保健パンフレット・ちらしの配布を実施。



市立図書館での歯科口腔保健啓発

② みなとギャラリーにて歯科口腔保健の啓発展示

みなと銀行本店みなとギャラリーにおいて「こうべ歯と口の健康づくりプラン（第3次）」について啓発展示を実施。

③ 「いい歯の日」明石海峡大橋パールホワイトライトアップ、KOBЕ ライトアップ DAY

「いい歯の日（11月8日）」に明石海峡大橋を白い歯をイメージしたパールホワイト色にライトアップして啓発。神戸市立の施設を白くライトアップして歯科口腔保健の啓発を実施。

④ 「おやこふらっとひろば」での歯科啓発グッズの配布

いい歯の日（11月8日）を含む1か月程度、サンスター株式会社およびライオン株式会社の協力のもと、9区の「おやこふらっとひろば」にて小冊子などを配布して啓発。

⑤ 神戸市公式 SNS を活用した歯科口腔保健情報の発信

神戸市公式 SNS を活用して歯科口腔保健の啓発を実施。

⑥ こうべ福祉・健康フェア（10月6日）

子ども向け歯科医師体験・クイズを神戸市歯科医師会が運営。フェア全体 10,602 人参加。

⑦ 人材育成

在野の歯科衛生士を育成（歯の健康サポーター33名）して地域に派遣し、ライフステージに応じた歯科健康教育を実施。市民が自らむし歯や歯周病予防に取り組むことを支援。

（2）令和7年度の取り組み

歯と口の健康週間（6月4日～10日）に市立図書館全館において口の健康に関する図書の展示、ポスター掲示等にて啓発を実施。

こうべ福祉・健康フェア（10月5日）にて、子ども向け歯科医師体験・クイズを神戸市歯科医師会が運営予定（調整中）。

引き続きライフステージに応じた歯科健康教育を実施予定。

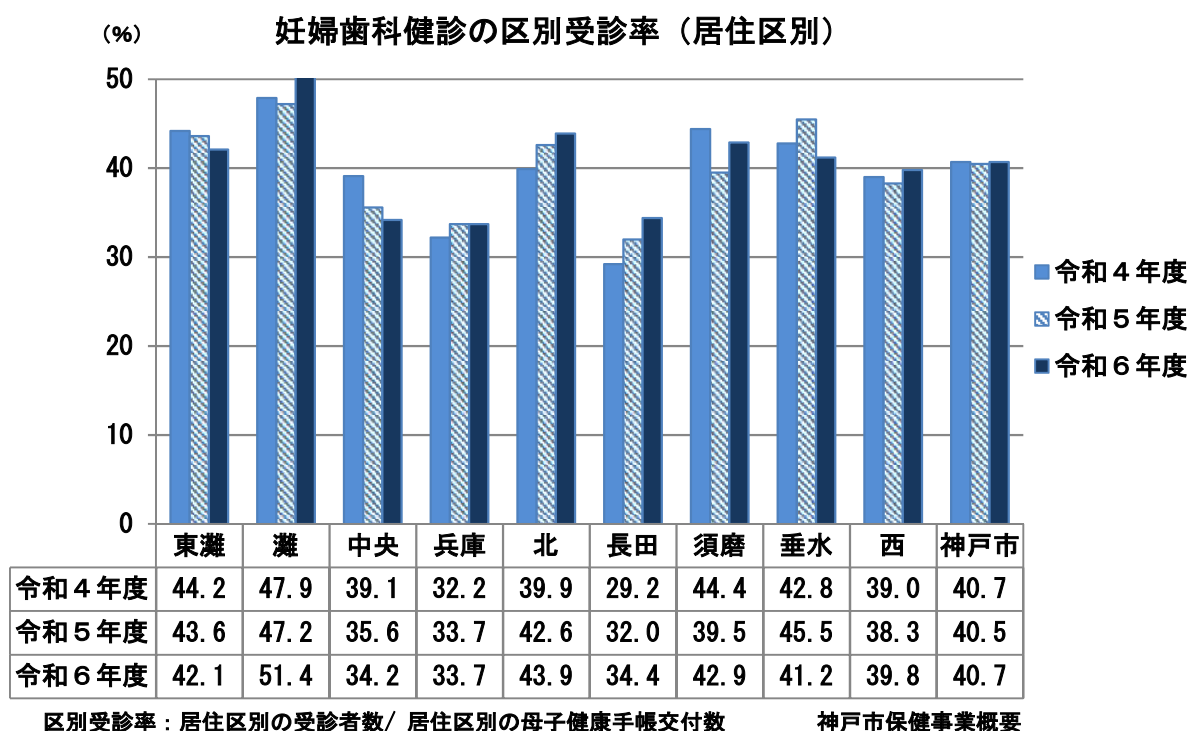
2. 妊娠期

目標：生まれてくる赤ちゃんのため、両親が自分の歯と口の健康を守る

(1) 令和6年度の実績

① 妊婦歯科健診

令和6年度の妊婦歯科健診受診者は、3,494人／8,584人（受診率40.7%）



② こうべ子育て応援LINEの配信

妊娠中から3歳までの子どもがいる方を対象に、妊娠週数や月齢に応じた成長過程、妊娠生活・育児のアドバイスなどの情報を「こうべ子育て応援LINE」として、令和5年2月から配信を開始している。その中で、妊娠中には、妊婦歯科健診の受診の必要性、妊娠中の歯科治療について啓発するとともに、産後には、むし歯菌の母子感染、フッ化物応用などの歯科保健情報を配信した。

(2) 令和7年度の取り組み

母子健康手帳交付時に妊婦歯科健診の受診勧奨を引き続き実施するとともに、妊婦や子育て世代を対象に、引き続き情報提供を実施。

3. 乳幼児期（0～5歳）

目標：こどもの歯を守り、かむ・話すなどの口の機能を育てる

（1）家庭、地域における取り組み

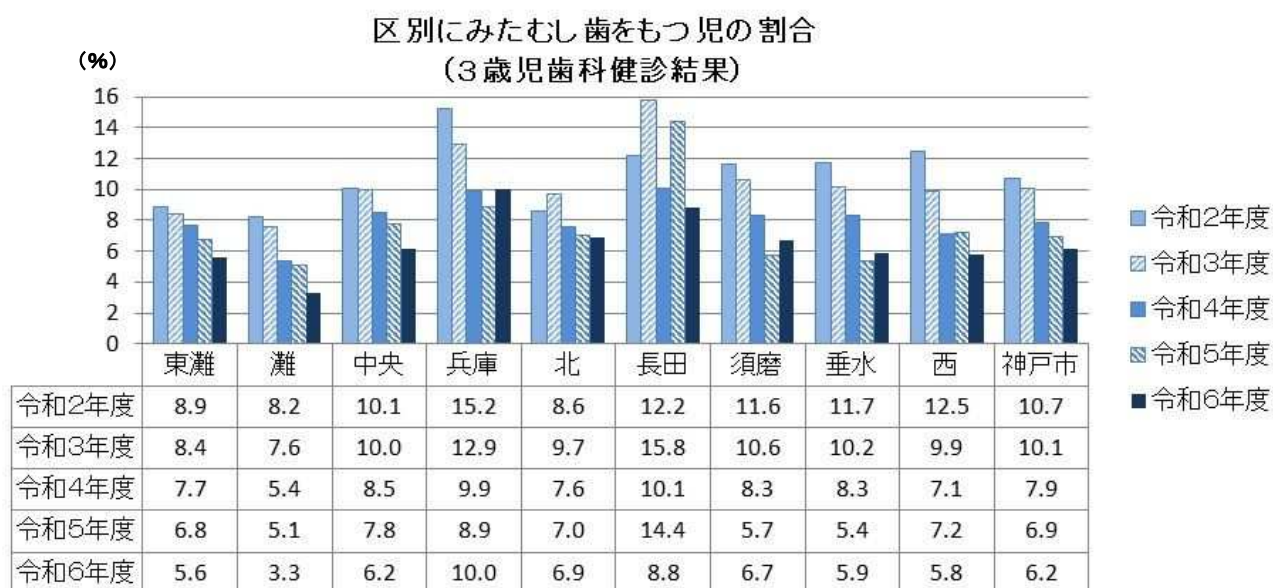
（1）令和6年度の実績

新型コロナウイルス感染症の影響により中止していた3歳児健診でのフッ化物塗布を令和5年4月より再開。4か月健診やすくすく赤ちゃんセミナーでの歯科集団指導も再開した。新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類へ変更したことを受け、むし歯予防相談会および保育所・児童館の健康教育などでの歯垢染色・歯みがき実習を再開した。

① 3歳児歯科健診

歯科健診や歯科保健指導を通じて、むし歯予防や口腔機能の健全な育成を促進。

- ・むし歯有病者率 6.2%（令和5年度 6.9%）
- ・一人平均むし歯数 0.19本（令和5年度 0.21本）
- ・むし歯をもつ児における一人平均むし歯数 3.06本（令和5年度 2.95本）
- ・咬みあわせの異常の割合 26.4%（令和5年度 28.1%）



② フッ化物塗布（1歳6か月児・3歳児健診時に実施）

1歳6か月児健診（令和4年5月より再開）に加え、3歳児健診においても令和5年4月より希望者へのフッ化物塗布を再開した。むし歯を予防するには、フッ化物を利用して歯質を強化することが効果的であるため、かかりつけ歯科医でのフッ化物塗布の継続塗布の重要性について、フッ化物塗布が可能な歯科医院名簿の配布を行い啓発した。

③ 子育て応援サイト「こどもっとKOBE」での啓発

子育て応援サイト「こどもっとKOBE」にて、複数の分野の専門家が子育ての悩みや不安解消につながるテーマでコラムを掲載する「専門家コラム」内において、こどもの歯と口の健康づくりに関するコラム「むし歯のない強い歯を作るために」「きれいな歯並びのために」を掲載。

④ 離乳食の作り方講座

5～6か月児の保護者を対象に「離乳食の進め方」について講座を実施。講座内容は講話・実演・体験等。講話は「赤ちゃんの口の動き」を含めた内容となっている。令和6年度は、72回開催、982組が参加した。

⑤ 「離乳食の進め方」動画について

外出自粛等により「離乳食の作り方講座」に参加できない市民のために、令和2年8月に「離乳食の進め方」動画を作成し、配信を開始した。「赤ちゃんの口の動き・食べさせ方」を含めた構成となっている。動画再生回数 合計 18,290回 うち「赤ちゃんの口の動き・食べさせ方」10,742回（2024年3月4日～2025年3月31日の期間）

⑥ すくすく赤ちゃんセミナー

第1子の月齢5～6か月児の保護者を対象に、各区役所・支所で集団指導形式の離乳食・歯科・育児に関するセミナーを実施。合計99回開催、保護者902人、児840人が参加。また、月齢5～7か月の児をもつ保護者を対象にオンラインセミナーも実施。4回実施し、256組が参加。

⑦ 「歯みがきレッスン1・2・3」動画

年齢に応じた歯みがきポイントや、フッ化物配合、歯みがき剤の使い方などについて解説した「歯みがきレッスン1・2・3」動画を作成し、市ホームページにて公開。

⑧ むし歯予防相談会

1歳6か月児健診時に実施したむし歯予測テストの結果、ハイリスクの児を対象にむし歯予防のための相談会を実施。令和4年5月より、対象者を2歳児から1歳6か月児健診直後に変更して、歯垢染色や歯みがきの実技指導などを個別相談会として実施。72回実施し、531人が参加。

⑨ 地域における歯科健康教育

保育所・認定こども園や子育て支援サークルなどで、むし歯予防などの健康教育を実施。

・保育所・認定こども園：190か所（申込192か所）13,567人

・児童館：62か所（同74か所）1,101人

・子育て支援サークル：35か所（同35か所）612人

⑩ 「おやこふらっとひろば」での歯科口腔保健啓発（11月）

9区の「おやこふらっとひろば」においてサンスター株式会社提供「むし歯とフッ化物（フッ素）のはたらき」および（公財）ライオン歯科衛生研究所提供「親子でやろう！0才からの予防歯科」小冊子などを配布。

（2）令和7年度の取り組み

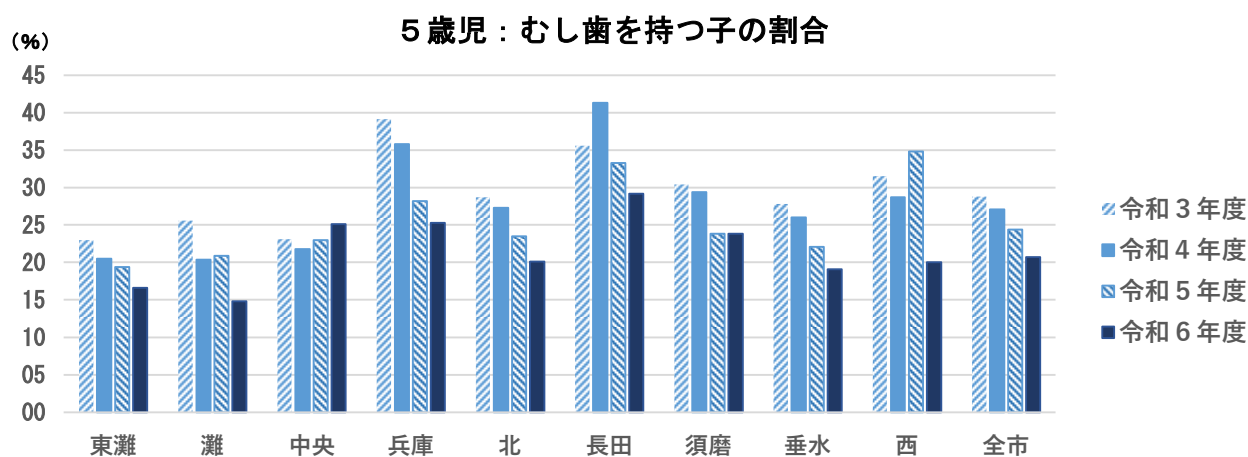
4か月児・1歳6か月児・3歳児健診で個別歯科相談を実施。4か月児健診やすくすく赤ちゃんセミナーでは歯科集団指導も実施。フッ化物塗布は引き続き1歳6か月および3歳児健診で実施し、フッ化物の効果や歯科医院での継続塗布の重要性について啓発する。

(2) 保育所（園）、幼稚園、認定こども園における取り組み

(1) 令和6年度の実績

① 歯科検診

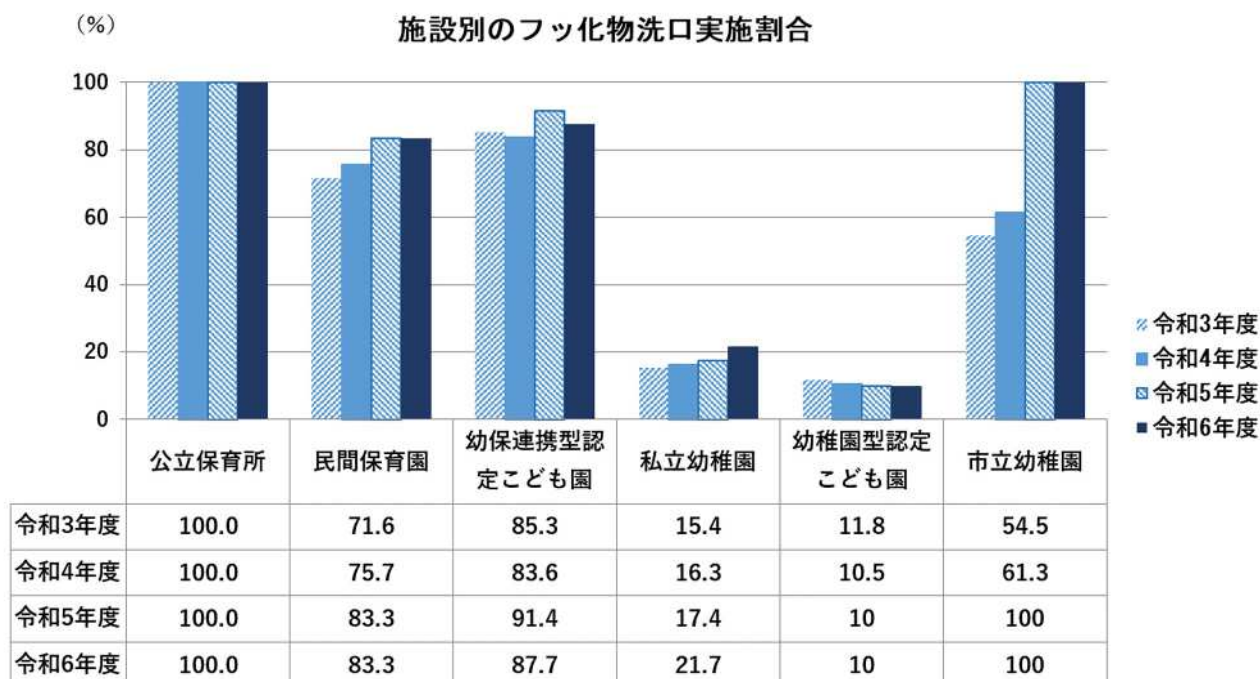
保育所（園）、幼稚園等において歯科検診を実施し、必要に応じて受診勧奨を実施。
受診者数：公立保育所 4,240 人、民間保育園・幼保連携型認定こども園 11,526 人（4 歳、5 歳児のみ）、市立幼稚園 694 人



春 歯科健診結果（公立保育所、私立保育園、幼保連携型認定こども園）

② フッ化物洗口の実施

むし歯予防を目的として、保育所（園）、幼稚園等に通う4歳、5歳児クラスの希望者を対象にフッ化物洗口を実施（298 施設、13,053 人）。保育所等職員向けフッ化物洗口研修会は4回開催（218 人参加）。市立幼稚園職員対象の研修会は1回実施し18人参加。



フッ化物洗口の実施状況（令和6年度）

実施施設のみでの割合

	対象施設数	実施施設数	実施施設割合	(A)4・5歳児 入所児童数 (人)	(B)フッ化物洗口 希望者数(人)	B / A
公立保育所	55	55	100.0%	2,195	2,136	97.3%
民間保育園	72	60	83.3%	2,062	2,005	97.2%
幼保連携型 認定こども園	163	143	87.7%	7,651	7,367	96.3%
私立幼稚園	46	10	21.7%	651	638	98.0%
幼稚園型 認定こども園	20	2	10.0%	237	214	90.3%
市立幼稚園	28	28	100.0%	758	693	91.4%
合計	384	298	77.6%	13,554	13,053	96.3%

* 注 対象施設数:4歳、5歳児が在籍している施設数のみ

（２）令和７年度の取り組み

引き続き、歯科検診を実施。保育所（園）、幼稚園に通う４歳、５歳児クラスの希望者を対象にフッ化物洗口を継続実施。保育所等職員向けフッ化物洗口研修会は４回開催（236 人参加）。市立幼稚園職員対象の研修会は１回（４月）実施。

4. 学齢期（6～17歳）

目標：むし歯や歯周病を予防して歯と口の健康づくりの基礎をつくる

（1）令和6年度の実績

① 定期健康診断における歯科検診の実施

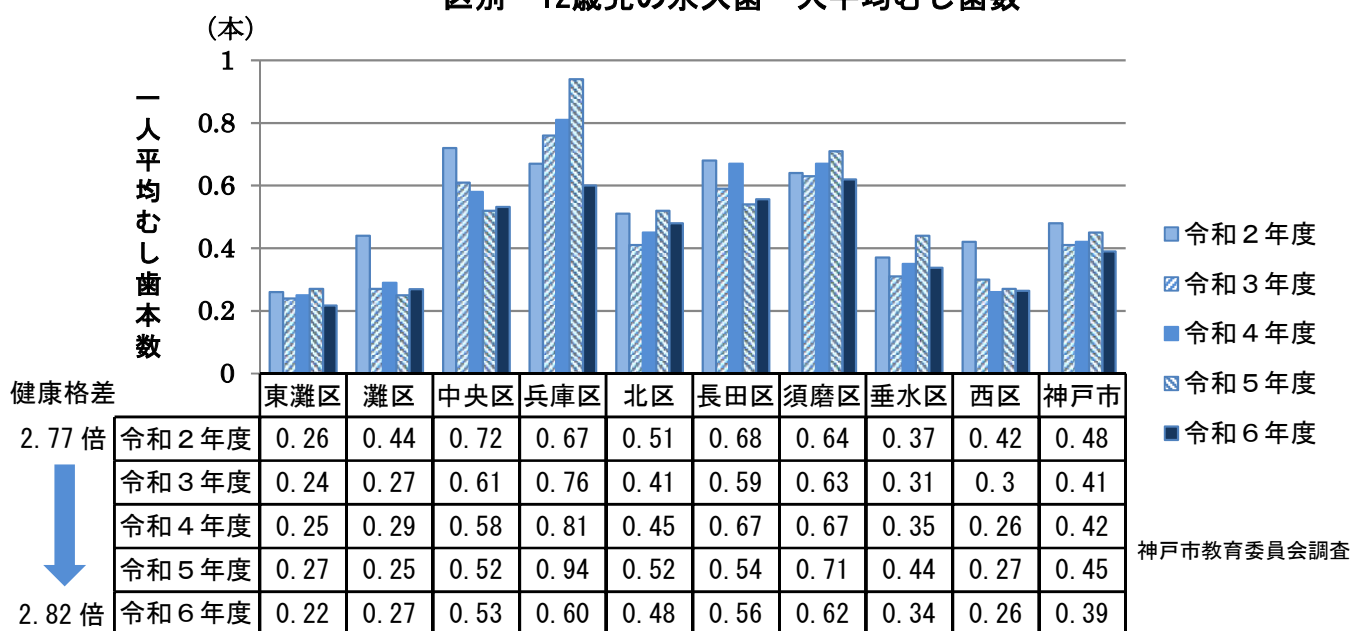
歯科検診結果に基づき、適切な予防処置、治療勧告や個別指導などの事後措置を実施。

（受診者数）

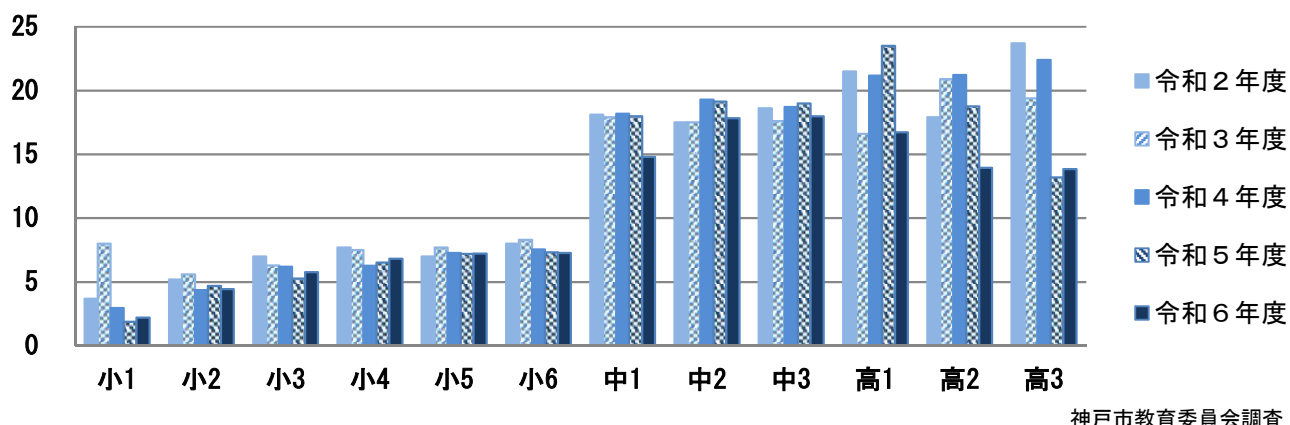
小学校 67,685 人、中学校 30,903 人、高等学校 5,443 人、特別支援学校 1,138 人

12歳児一人平均むし歯数：0.39本（令和5年度0.45本）

区別 12歳児の永久歯一人平均むし歯数



歯肉に異常がある割合



② 学校歯科保健研修会

・教職員等が学校歯科保健に関する研修を受けた（参加者 77 人）。

③ よい歯の表彰

・歯科口腔保健の取り組みについて優良な児童を表彰することにより、歯科口腔保健意識の向上を図った。個人表彰（小学6年生）170人、団体表彰7校

④ 歯・口の健康に関する図画・ポスターコンクールの開催、学校給食だよりでの啓発

- ・図画・ポスターコンクールを実施。入選者 23 人。
- ・学校給食だよりの 6 月・10 月号に、歯と口の健康づくりに関する啓発記事を掲載。

⑤ 小学校におけるフッ化物洗口・フッ化物塗布のモデル実施

- ・集団フッ化物洗口は、モデル校 2 校において、5 年生を対象に、5 月から 3 月まで、毎週 1 回実施（74 回、延べ 2,059 人）。
- ・フッ化物塗布は、モデル校 3 校のうち、2 校は 3 年生を対象に 7 月と 1・2 月に年 2 回ずつ実施、1 校は 4 年生を対象に 7 月と 2 月に年 2 回実施（4 回、延べ 410 人）。
- ・洗口液の配布は、モデル校 4 校において 5・6 年生を対象に 2 学期に配布（651 人中 439 人に配布 配布率 67.4%）

（２）令和 7 年度の取り組み

- ・学校園での歯科検診、学校歯科保健研修会、よい歯の表彰、ポスターコンクールなどを実施していくことにより、むし歯や歯周病の予防などの啓発を行い、生涯における歯と口の健康づくりを推進していく。
- ・小学校におけるフッ化物塗布のモデル事業は、フッ化物洗口に集約し令和 6 年度で終了。
- ・小学校におけるフッ化物洗口は、全校の 5 年生・6 年生を対象に、家庭で洗口ができるよう洗口液を配付する。さらに健康格差の縮小のため、1 人あたりのむし歯数が全市の平均より多い学校を重点校として 5 校選定し、重点校の 1 年生を対象に校内の集団洗口をモデル実施する。

5. 若年期（18～39 歳）

目標：歯と口の健康づくり習慣を確立して歯周病を予防する

（1）令和6年度の実績

① 妊婦歯科健診（再掲）

歯周病等の検査および保健指導を実施。

② 大学生無料歯科健診の実施

令和6年4月15日～9月13日に、5区歯科医師会（東灘区・灘区・中央区・須磨区・垂水区歯科医師会）が大学生無料歯科健診を実施。5区で計80名の大学生が歯科健診を受診し、そのうち27名が歯科治療を行った。

（2）令和7年度の取り組み

- ・妊婦歯科健診は引き続き実施。
- ・大学生無料歯科健診は、6区歯科医師会（東灘区・灘区・中央区・須磨区・垂水区・西区歯科医師会）が4月14日から9月20日まで実施予定。**拡充**
- ・大学生無料歯科健診について大学生向けウェブサイト「BE KOBE 学生ナビ」にて啓発。**新規**
- ・「神戸市成人お祝いの会」において「かかりつけ歯科医をもとう」動画を放映して新成人へ啓発する予定。



大学生無料歯科健診案内ポスター

6. 壮年期 (40～64 歳)

目標：歯の喪失を防ぐため歯周病を予防し、よくかんで健康増進に努める

(1) 令和6年度の実績

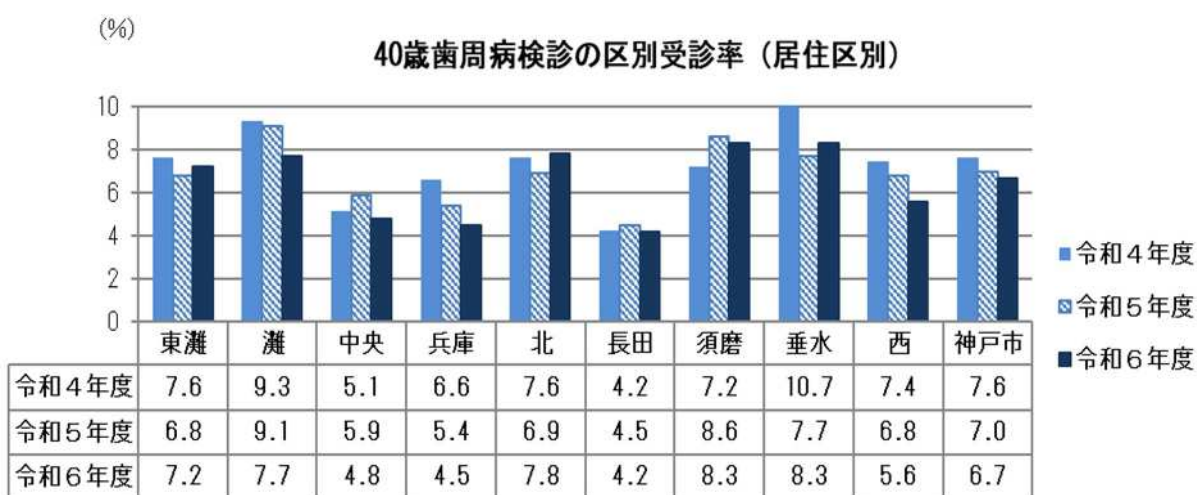
① 歯周病検診

40・50・60 歳を対象に、身近な歯科医療機関で受診できるよう歯周病検診を実施。

・40 歳歯周病検診の受診者数：1,155 人／17,277 人（受診率：6.7%）

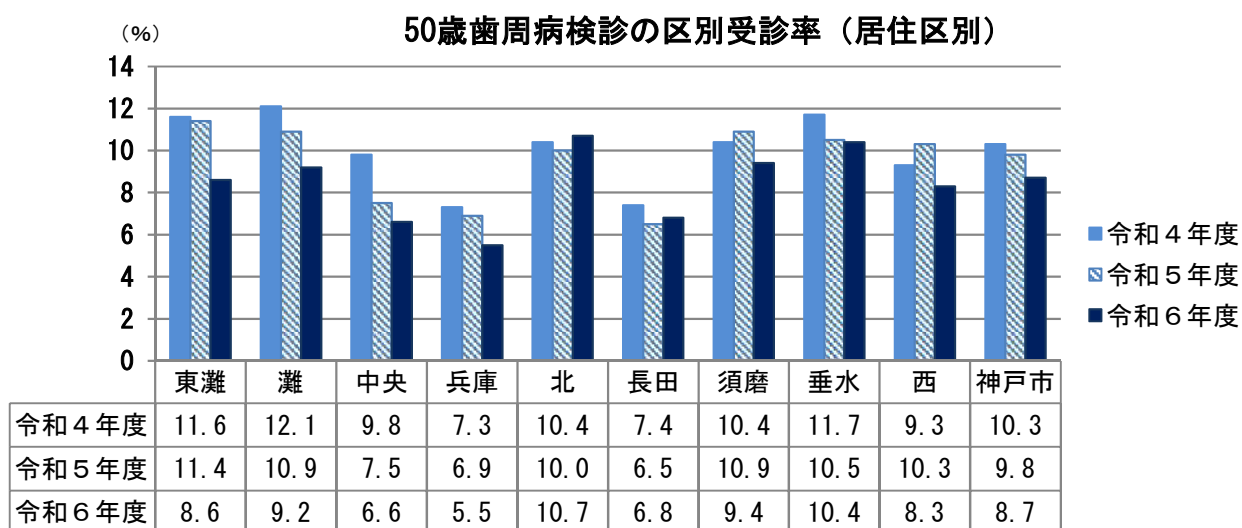
・50 歳歯周病検診の受診者数：2,206 人／25,277 人（受診率：8.7%）

・60 歳歯周病検診の受診者数：2,329 人／19,388 人（受診率：12.0%）



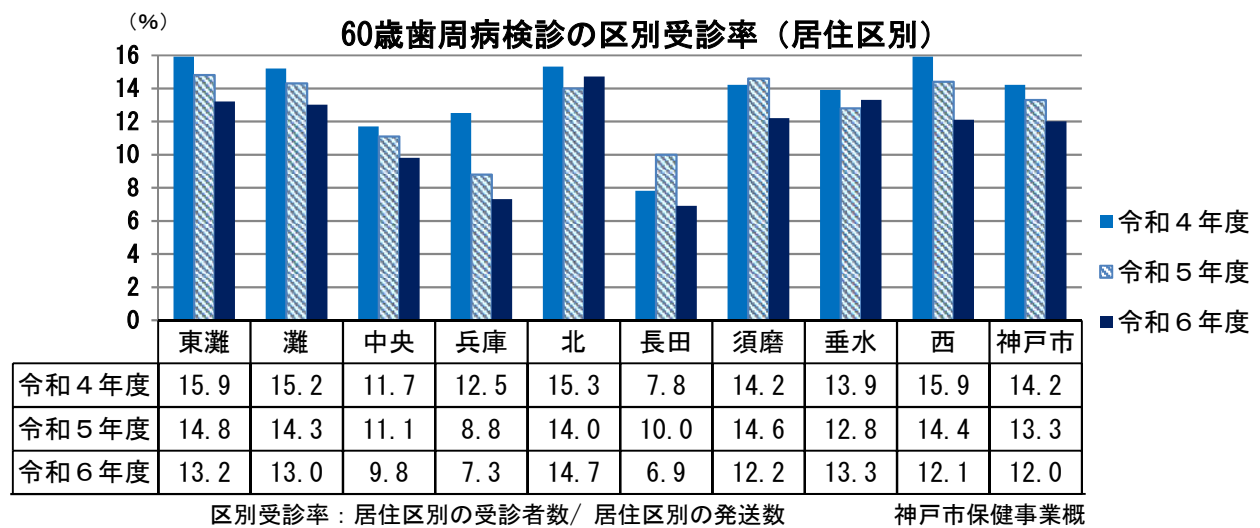
区別受診率：居住区別の受診者数／居住区別の発送数

神戸市保健事業概要



区別受診率：居住区別の受診者数／居住区別の発送数

神戸市保健事業概要



② 歯周病検診の受診勧奨

50歳・60歳歯周病検診の受診率の向上をめざして、令和4年度よりナッジ理論を取り入れた個別通知封筒を目立つ色にしてイラストを挿入し、興味を持ってもらえる文言を追加する等の工夫を行った。

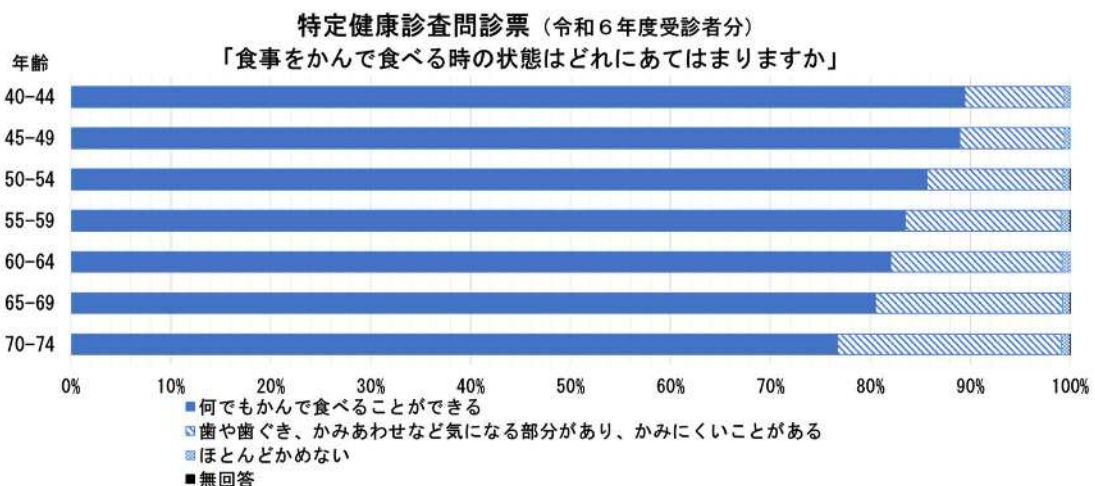
本市の検診制度を紹介する「神戸けんしんガイド」および「国民健康保険証交付案内チラシ」において歯周病検診について啓発。

広報紙KOB E 2月号に受診勧奨記事(オーラルフレイルチェックを含む)を掲載した。

広報紙 KOB E 令和7年2月号

③ 特定健診・特定保健指導

特定健診の問診票における咀嚼状況の回答では、高齢になるほど噛みづらい人が増える。



(2) 令和7年度取り組み

- ・引き続き、40・50・60歳の節目の歯周病検診を実施するとともに、特定健診の問診項目により生活習慣について気づきを促す。

7. 高齢期（65 歳以上）

目標：歯の喪失を防ぎ口の機能を向上しフレイル予防につなげる

（1）令和6年度の実績

① 総合事業での口腔機能の向上プログラム

- ・地域拠点型一般介護予防事業に歯科衛生士を派遣し、口腔機能向上の重要性を啓発。口腔の健康を保つための講座や体操など、延べ88回実施。
- ・フレイル改善通所サービス（対象：要支援1・2、事業対象者）では、教室に歯科衛生士が定期的に出向き、口腔機能向上の講話を実施。市内34か所において、個人の状態に応じたアドバイスやプログラムを延べ43回提供。
- ・フレイル予防支援事業（対象：65歳以上の方）では、フレイル予防など、口腔機能向上の重要性を啓発。延べ78回開催し、853人が参加した。

② フレイルチェックの実施

- ・加齢による心身の活力の低下で介護に移行しやすい状態や、咀嚼、嚥下などの口腔機能の低下を早期に発見し、生活習慣を見直す機会を提供するフレイルチェックを実施。
- ・令和6年度は、65歳および70歳の国保加入者を対象に、特定健診集団健診会場と市内協力薬局(435 薬局)において延べ1,918人（65歳678人、70歳1,240人）に実施した。

③ 市民によるフレイルチェックの実施

- ・口腔機能の低下を含む11項目の質問紙である簡易チェックシート（イレブンチェック）に加えて、滑舌（パタカテスト）や噛む力等を測定すること（深堀りチェック）によって、市民自身の早めの気づきと、市民フレイルサポーター自身の活躍の場の提供を行う。
- ・令和6年度から、地域のニーズや会場のスペースに応じて実施内容や実施時間を適宜変更・短縮し、フレイル対策の説明を充実させたミニフレイルチェック会を開始した。
- ・区文化センターなど市内6か所および、市営住宅集会所等で8回、またこうべ福祉・健康フェアで実施し、計382人が参加した。

④ オーラルフレイル対策

- ・オーラルフレイルとは口の機能の衰えのことをいい、口が渇く、滑舌が悪い、わずかにむせる、食べこぼす、飲み込みにくい、噛めない食品の増加などの状態である。
- ・放置すると4年後にはフレイル（心身の活力の低下）や要介護状態に2.4倍なりやすくなる。そのためフレイル予防、健康長寿につなげることを目的にオーラルフレイル対策を実施。

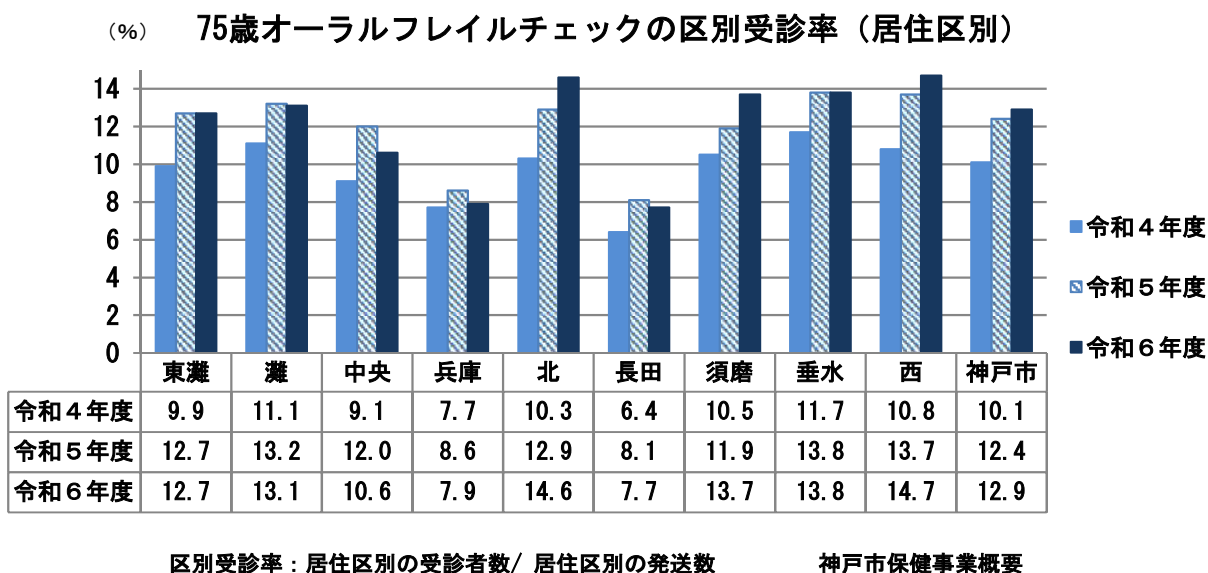
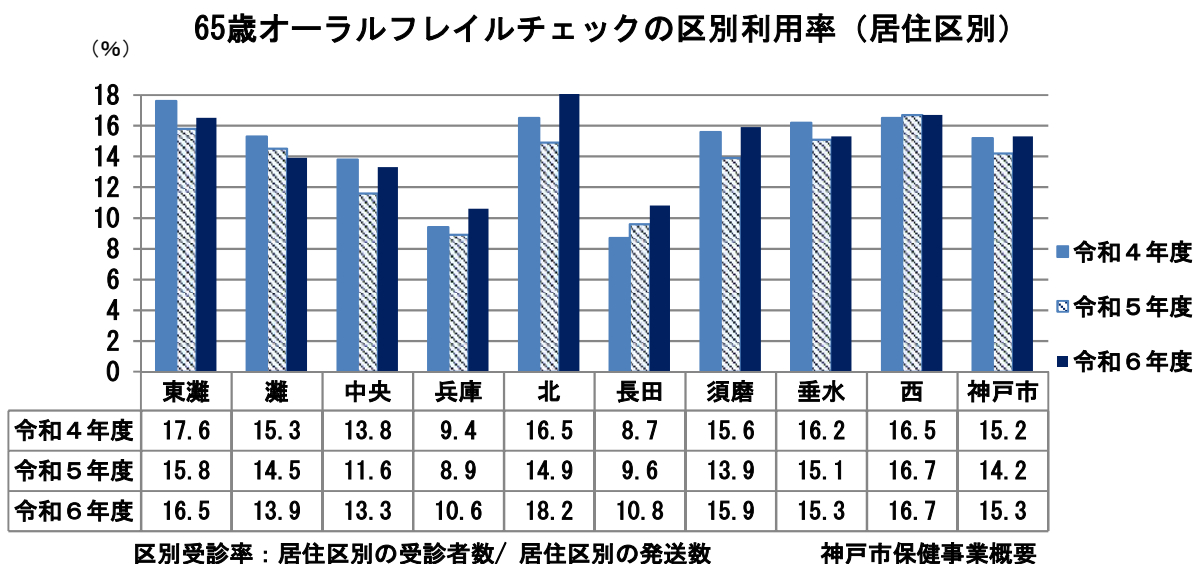
a) オーラルフレイルチェック事業

- ・65歳および75歳の市民を対象に、地域の歯科医療機関において口腔機能のチェックができるオーラルフレイルチェック事業を実施している。
- ・チェックの結果、オーラルフレイルと判定された方には、状況に応じて①動画等での口腔機能トレーニング、②歯科医療機関での治療や指導によりオーラルフレイルの改善を図る。
- ・さらに、介護予防の取り組みも必要な方には、③あんしんすこやかセンターを通じてフレイル改善通所サービス等へつなげ、地域で継続的に口腔体操を含めたフレイル改善ができるよう支援している。

(参考) 令和6年度の利用者数 65歳：2,778人／18,099人(15.3%)、
75歳：2,960人／22,977人(12.9%)

b) 再勧奨による利用率の向上

- ・オーラルフレイルチェックの利用率の向上をめざして令和7年1月に再勧奨はがきを送付した。65歳は昨年より1.08倍、75歳は1.04倍となった。



c) ハイリスク者に対する集団健口トレーニング事業（モデル事業）

新規

- ・令和5年度に65歳・75歳オーラルフレイルチェックを受けた結果、口腔機能低下症（重度のオーラルフレイル）の可能性のある方（ハイリスク者）782名に「オーラルフレイル改善 健口トレーニング事業」を案内した。
- ・市内3カ所において、歯科医師による歯科健診および測定機器を使った口腔機能検査、

歯科衛生士による口腔機能トレーニングおよび管理栄養士による講話を実施し、延べ 130 名が参加。

- ・ 1 回目および 2 回目（3 か月後）に口腔機能検査を行い、トレーニングの効果検証を実施。口腔衛生状態、舌口唇運動機能、咀嚼能力などの口腔機能に改善がみられたことから適切な指導により口腔機能の改善につながる事がわかった。

ハイリスク者に対する集団健口トレーニング事業（モデル事業）

区	日程(1回目)	実績(人)	日程(2回目)	実績(人)
北区	令和 6 年 11 月 21 日(木)	20	令和 7 年 2 月 13 日(木)	15
長田区	令和 6 年 12 月 2 日(月)	27	令和 7 年 2 月 24 日(月・祝)	23
中央区	令和 6 年 12 月 19 日(木)	24	令和 7 年 3 月 13 日(木)	21
計		71		59

d) 広報啓発

- ・ 国民健康保険医療費通知はがき（約 15 万通）にオーラルフレイル啓発記事を掲載。
- ・ ハッピーパック（神戸市勤労者福祉共済制度）健康通信に啓発記事を掲載（購読者数約 44,000 人）。

⑤ KOBE 元気！いきいき！！体操

神戸市オリジナルの体操番組「KOBE 元気！いきいき！！体操」を(株)サンテレビジョンにて放送。番組では、音楽体操、口腔体操、指と頭の体操、筋力トレーニングなどの運動プログラム、介護予防・フレイル予防に必要な情報、感染症予防・熱中症予防などの情報、自宅でできる体力チェックなどを紹介している。

また、令和 3 年 4 月より番組内のリハビリ専門職によるミニ講座に、口腔機能の内容を追加。口腔機能を維持することの重要性、誤嚥を予防するための正しい食事姿勢、家でできる口腔体操やだ液腺マッサージなどを笑いの要素を入れながら紹介。



番組内での口腔体操

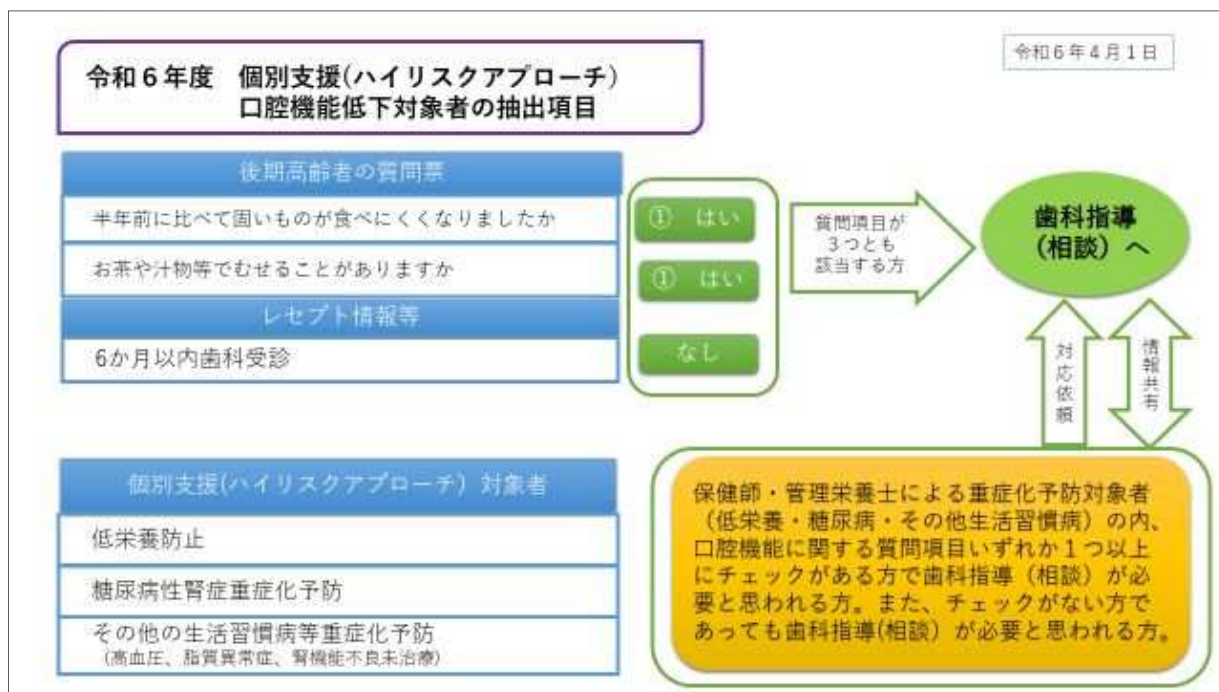


番組内での口腔機能のミニ講座（パタカラ体操）

⑥ 高齢者の保健事業と介護予防の一体化事業について

「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律（令和 2 年 4 月 1 日）」施行後、後期高齢者に対する保健事業と介護予防事業を一体的に実施。歯科口腔保健に関しては、下記のとおり。

- ・ ポピュレーションアプローチ 66 回 延べ 865 人（R 5 年度 44 回 延べ 664 人）
各行政区 4 か所の圏域において、歯科衛生士、保健師、管理栄養士が地域の集いの場に出向き、地域の課題を基にオーラルフレイル予防などの健康教育を実施した。
- ・ ハイリスクアプローチ（圏域外含） 194 件（R 5 年度 205 件）
図のとおり、KDB システム（国保データベースシステム）における後期高齢者健康診査質問項目とレセプト情報等から歯科個別支援対象者を抽出して相談・指導を行った。



（２）令和7年度の取り組み

- ・総合事業での口腔機能向上プログラムなどを引き続き実施。
- ・今年度より70歳の市民全員を対象にフレイルチェックを実施。 **拡充**
- ・「KOB E元気！いきいき！！体操」のリハビリ専門職によるミニ講座を好評につき継続。
- ・オーラルフレイル対策ではオーラルフレイルチェック事業の継続実施とともに啓発を予定。
- ・高齢者の保健事業と介護予防の一体化事業では、個別支援に加え、78圏域の集いの場で地域課題に応じた集団支援を引き続き実施する。
- ・LINEアプリを使用したオーラルフレイル早期発見モデル（神戸常盤大学に委託） **新規**
市民を対象にLINEアプリを使用したオーラルフレイル簡易チェックを行う。オーラルフレイル該当者約100名の口腔機能を神戸常盤大学歯科診療所において精査し、アプリを使用した簡易チェック結果と実際の口腔機能を比較検討する。

分野別にみた施策の展開（第7条）

1. 障がい者への歯科保健医療対策

（1）令和6年度の実績

神戸市歯科医師会が指定管理者として運営する「市立こうべ市歯科センター」において、障がい者、高齢者など地域の歯科診療所での治療が困難な人を対象に、日帰り全身麻酔や鎮静法などの専門的な医療を実施。

令和6年度 こうべ市歯科センター受診者数

	心身 障がい者	有病者※	重度嘔吐 反射	歯科診療 恐怖症	非協力 小児	その他	合計
受診者（人）	4,034	172	143	119	195	98	4,761
構成比（％）	84.7	3.6	3.0	2.5	4.1	2.1	100

※歯科以外の他科の疾患を併せ持つ人

こうべ市歯科センター調べ

令和6年度 こうべ市歯科センター利用満足度アンケート調査

回答者数：81人

（令和6年11月25日～11月29日、歯科センター利用者および付き添いの方等）

結果：大変よかった57%、よかった37%、よくない0%、どちらともいえない4%、
無回答2%

神戸市歯科医師会調べ

① 訪問歯科保健指導・訪問歯科健康診査および研修会

障がい者施設への訪問歯科健康診査や訪問歯科保健指導を実施

- ・障がい者施設への訪問歯科健康診査の実績 3施設4回
- ・訪問歯科保健指導 6施設12回

障がい者歯科に関する歯科医療研修会を9月28日に開催。

- ・講師：加藤 篤（愛知県医療療育総合センター中央病院歯科部 医長）
- ・演題：自閉スペクトラム症のお口に関すること—ところどころをつなぐ歯科治療—

② 障がい者歯科診療対応歯科医院

神戸市歯科医師会が会員に対し、地域で障がい者の歯科診療ができる歯科医院を募集し、市内90歯科医院を「障がい者歯科診療対応歯科医院」としてホームページ等で紹介。

（2）令和7年度の取り組み

引き続き「市立こうべ市歯科センター」を運営するとともに、障がい者施設の歯科保健指導や歯科健康診査および障がい者歯科に関する歯科医療研修会に加え、障がい者歯科診療対応歯科医院に対しても研修会を開催。

2. 地域包括ケアに向けた取り組み

(1) 令和6年度の実績

① 口腔ケア研修会の開催支援

神戸市介護サービス協会および神戸市歯科医師会が実施する介護関係者を対象とした研修会の開催を支援。

② 地域ケア会議および神戸市介護保険専門分科会による相互連携体制の構築

あんしんすこやかセンター主催の地域ケア会議（175回のうち、歯科医師会は30回参加）と、区主催の地域ケア会議を開催（9区で開催。歯科医師会は8区で参加）。地域において多職種（歯科医師を含む）のネットワーク構築や、地域課題等について意見交換を実施。また、医療・介護関係者や行政で構成する「神戸市介護保険専門分科会」において、地域ケア会議での検討内容を報告。

③ 各区での多職種連携の推進

医療介護サポートセンター（9か所）において、歯科口腔に関する医療介護従事者向け研修や事例検討会を令和6年度は4回開催。「多職種連携で支える口腔ケア！～口腔ケアと全身状態の関係性～」や「歯科医療と介護の連携を深める研修」等のテーマで実施している。

④ 多職種連携による口腔機能管理に関するアセスメントツールの利用調査

口腔機能管理の重要性について多職種が共通理解を深め、必要な方に口腔機能管理を実施できるよう作成したアセスメントツール「訪問歯科診療および訪問口腔ケア必要度チェック票」を医療・介護関係者へ啓発。

訪問歯科診療及び訪問口腔ケア必要度チェック票

現在、訪問歯科診療・訪問口腔ケアを受けておられる方は以下のチェックは不要です

氏名 _____ 調査年月日 年 月 日
記載者氏名/職種 _____

【チェック票①】 該当する欄に○を入れてください

項目	あり	なし	症 状
義歯 (入れ歯)	☐	☐	歯がないのに入れ歯がない、使用していない
	☐	☐	入れ歯が安定していない、落ちる、動く
むし歯	☐	☐	入れ歯が壊れている(割れている、パネが壊れている)
	☐	☐	被せ物や詰め物が外れている
歯周病	☐	☐	口臭がある
	☐	☐	食べこぼしがある
摂食・嚥下 (飲み込み・むせ)	☐	☐	食事中にむせることがある
	☐	☐	食事が減って体重減少がある・食事に時間がかかる
手入れ	☐	☐	熱が出たり、肺炎を繰り返す
	☐	☐	介助者の歯みがきを嫌がる

● 表面【チェック票①】のどれか一つでも該当する場合
● 裏面【チェック票②】の「やや不良」または「病的」に一つでも該当する場合

訪問歯科診療・訪問口腔ケアが必要です。
かかりつけ歯科医にご相談ください。

歯科医療機関につなげる場合は、ご本人やご家族の意思を確認してください。
かかりつけ歯科医がない場合は、下記の「神戸市歯科医師会 歯科保健推進室」までお問い合わせください。
神戸市歯科医師会 歯科保健推進室 電話: 078-391-8020 FAX: 078-391-8480

【チェック票②】 該当する欄に○を入れてください

項目	健全	やや不良	病的
チェック欄① 口腔内	 歯肉 歯垢・歯石 舌苔・舌の厚み 舌の動き、舌の長さ	 乾燥・口角皸 少量の歯垢 舌の動き、舌の長さ	 赤く平からび平からびた状態 歯肉は厚み、舌の動き、舌の長さ
チェック欄② 口唇	 ピンク色 乾燥なし ひび割れなし	 乾燥・ひび割れ 口角の発赤、びらん(口角炎)	 腫脹や潰瘍 赤色・白色斑 口角の出血・潰瘍
チェック欄③ 歯肉	 歯肉 ピンク色 出血なし	 乾燥・炎症・腫脹・出血 部分肉の腫脹(1〜2部分程度) 歯肉下の腫脹の発赤、潰瘍	 腫脹・出血(7割以上) 歯肉の腫脹・潰瘍・出血 白色斑・潰瘍・潰瘍
チェック欄④ 歯槽	 歯槽状態良好 歯槽・プラーク(歯垢)・歯石なし	 1〜2部分(少量)に歯槽・ プラーク(歯垢)・歯石あり 歯槽プラークや歯槽炎で取れる	 多くの部分に歯槽・プラーク (歯垢)・歯石・歯石あり 歯槽プラークや歯槽炎で取れる



「やや不良」「病的」に該当する場合は、
ご本人の不快感などの訴えがない場合でも、
歯科医療機関への受診を勧めてください。

訪問歯科診療及び訪問口腔ケア必要度チェック票

⑤ 訪問歯科診療・訪問口腔ケア事業

神戸市歯科医師会の歯科保健推進室を窓口、兵庫県歯科衛生士会の協力により、歯科衛生士による訪問口腔ケア事業を実施。歯科医師・歯科衛生士の資質向上のために、年1回の研修を実施。

訪問歯科診療受付状況（令和6年度）

	東灘	灘	中央	兵庫	北	長田	須磨	垂水	西	合計
人数 (人)	7	11	10	3	14	7	45	30	68	195

神戸市歯科医師会調べ

訪問口腔ケア事業実施状況（令和6年度）

	東灘	灘	中央	兵庫	北	長田	須磨	垂水	西	合計
延べ回数 (回)	631	125	128	71	103	90	40	291	105	1,584

神戸市歯科医師会調べ

⑥ 誤嚥性肺炎予防啓発の実施

新規

誤嚥性肺炎予防の啓発ポスターを作成し、市医師会、歯科医師会、薬剤師会の協力のもと、市内の病院、診療所、歯科医院、薬局等に掲示して市民向け啓発を実施。



誤嚥性肺炎予防啓発ポスター

（参考）

※ 在宅・施設での口腔ケアに関する介護保険利用実績（令和6年度平均）

歯科医師や歯科衛生士による口腔ケア（居宅療養管理指導）を受けている要介護等認定者は11,246人であり、要介護等認定者97,767人（令和6年9月末現在）の11.5%。

※ 高齢者施設での口腔機能管理の取り組みに関する介護保険利用実績（令和6年度平均）

歯科医師等による個別の口腔機能維持管理指導を受けている人は18.2%（2,307人／12,701人）。

（2）令和7年度の取り組み

口腔ケア研修会の開催支援、地域ケア会議による相互連携体制の構築、各区での多職種連携の推進および訪問歯科診療・訪問口腔ケア事業などを引き続き実施。

必要な方に口腔機能管理を実施できるよう、多職種が連携するためのアセスメントツール「訪問歯科診療及び訪問口腔ケア必要度チェック票」のさらなる周知を行う。

3. 救急医療対策（歯科）

（1）令和6年度の実績

救急医療対策の一環として、神戸市歯科医師会附属歯科診療所において、休日の歯科救急医療を実施。

所在地：中央区三宮町2-11-1 センタープラザ西館5階

設置運営：公益社団法人 神戸市歯科医師会

診療時間：休日（日曜、祝日、振替休日、年末年始[12/29～1/3]）

受付時間 9:30～11:30、13:00～14:30

受診者数：1,039人（一日平均 15.7人）

令和6年度休日歯科診療所実績 症状別（複数該当あり）

症 状	かむと痛い	はれた	むし歯	詰め物、冠がはずれた 入歯が壊れた	歯周疾患	外 傷	歯がしみる、ずきずき痛い	その他	合 計
人 数（人）	260	232	276	200	171	71	51	44	1,305
構成比（％）	19.9％	17.8％	21.1％	15.3％	13.1％	5.4％	3.9％	3.4％	100％

（2）令和7年度取り組み

歯科救急医療体制の充実の観点から、引き続き休日歯科診療事業を実施する。

4. がん対策（口腔がん）

（1）令和6年度の実績

① 口腔がん検診の実施 **拡充**

令和6年度より市が主体となり、新たな口腔がん検診を実施している。対象者を40歳以上と限定し、自己負担を設定するとともに、年度途中からweb申込みを開始。神戸市歯科医師会附属歯科診療所（センタープラザ西館5階）において、神戸市立医療センター中央市民病院（以下、中央市民病院）および神戸大学医学部附属病院に所属する日本口腔外科学会専門医による口腔がん検診を月4回実施。

口腔がん検診の実績（令和6年度）

実施回数 (回)	受診者数 (人)	検診結果		異常なしの内 要歯科受診	※紹介状
		異常なし	要精検		
48	565	546	19	56	6

※紹介状：
要精検および
要歯科受診者
へ渡した数

② 研修

- ・神戸市歯科医師会が歯科医師を対象とした研修会を開催（11月9日）。

講師：野口 一馬（兵庫医科大学病院 臨床教授）

テーマ：口腔がん治療の進歩と新たな臨床の課題

③ 広報啓発 **拡充**

- ・神戸市がん検診の制度の中で、一体的な広報を開始。
- ・がん検診ガイドおよび市ホームページでの広報を実施。
- ・口腔がん啓発ポスターを作成し、医師会、歯科医師会、薬剤師会の協力のもと、市内の病院、診療所、歯科医院、薬局等において市民向けに啓発を実施。

（2）令和7年度に取り組み

新規

新たに40歳総合健診の中で口腔がん検診の無料クーポン券を発行し、4月末に対象者に一斉発送を行った。

引き続き、がん検診制度の中での一体的な広報を実施して受診率の向上に努めるとともに、ポスター・ちらしなどによる市民啓発を実施。

歯科医療関係者向けの研修会を開催予定。

口腔がん検診啓発ポスター

5. 周術期（手術前後）などの取り組み

（１）令和６年度の実績

① 医科歯科連携の推進

「神戸市がん対策推進条例」に基づき設置した「神戸市がん対策推進懇話会」において、周術期の口腔機能管理と医科歯科連携について関係者との情報共有を実施。

中央市民病院では、医科歯科連携モデルとして周術期口腔機能管理について原則として直接、医科から地域の登録歯科医療機関に依頼しており、令和６年度は 290 件（令和５年度は 290 件）の紹介を行った。

西神戸医療センターでは、西区・垂水区・須磨区歯科医師会と定期的な連携会議を開催するとともに、周術期口腔機能管理に関する講演会・症例検討会を開催し、地域連携を推進。引き続き周術期口腔機能管理について、地域歯科医療機関との連携を推進した。

神戸市歯科医師会では随時「周術期等口腔機能管理対応歯科医院リスト」を更新し、市民向けホームページ上に情報提供している。

市内のがん拠点病院（国指定）での周術期口腔機能管理の実績

	令和４年度	令和５年度	令和６年度
神戸大学医学部 付属病院	1,540 件、延べ 3,479 件	1,571 件、延べ 3,592 件	1,680 件、延べ 3,354 件
中央市民病院	72 件、延べ 178 件	74 件、延べ 203 件	125 件、延べ 321 件
西神戸医療センター	481 件、延べ 977 件	592 件、延べ 1,271 件	653 件、延べ 1,265 件

（２）令和７年度の取り組み

① 医科歯科連携の推進

中央市民病院では、医科歯科連携による手術前後の口腔ケアおよび薬剤（骨吸収抑制剤や抗がん剤）を投与する内科的治療前の口腔状態スクリーニング検査依頼も継続的に取り組んでいく。

西神戸医療センターでは、地域の３区歯科医師会と定期的に連携会議を行い、引き続き周術期口腔機能管理の推進について情報交換を実施。また、周術期口腔機能管理に関する講演会・症例検討会も引き続き実施。

6. 災害時における歯科保健医療対策

(1) 令和6年度の実績

① 広報啓発

阪神・淡路大震災では、口腔内に増殖した細菌などにより引き起こされた肺炎が原因で、多くの高齢者が命を落としたことより、誤嚥性肺炎による震災関連死を防ぐため、平常時より口腔ケアに関する啓発を実施。

a) 「こうべ防災のつどい」での啓発（1月19日）**新規**

阪神・淡路大震災より30年である令和7年1月に開催された「こうべ防災のつどい（危機管理室 主催）」の中で「命を守る口腔ケア～日常から備える誤嚥性肺炎の予防～」と題した市民向けフォーラムを開催。口腔ケアの重要性について市民へ啓発を実施。

b) 口腔ケアの重要性について啓発**新規**

誤嚥性肺炎の啓発ポスターを作成し、市医師会、歯科医師会、薬剤師会の協力のもと、市内の病院、診療所、歯科医療機関、薬局等に掲示して市民向け啓発を実施。

c) 危機管理センターでの啓発（常時展示）

神戸市危機管理センター1階防災展示室にて災害時の口腔ケアの必要性について啓発。

d) 「もしもの時も暮らしはつづく」手帳の活用

災害時の口腔ケアの必要性について神戸市ホームページ（防災）への掲載。

② 実地訓練**新規**

災害時における医療体制（救護所）の確保に向けた訓練を令和7年2月8日に渚中学校において関係機関と合同で実施した。

(2) 令和7年度の取り組み

- ・引き続き、災害時における医療体制（救護所）の確保に向けた訓練を実施する。
- ・危機管理センター防災展示室、神戸市ホームページ（防災）、長田区災害医療フォーラムなどにおいて、引き続き広報啓発を実施予定。

命を守る口腔ケア
～日常から備える誤嚥性肺炎の予防～
「神戸防災のつどい」市民フォーラム

日時：令和7年1月19日(日)
場所：中央区文化センター
〒651-0031 神戸市中央区東町115番地
TEL 078-381-7899

講演：14時～16時30分（11階1102会議室）

① 基調講演：「命を守る口腔ケア～日常から『非日常の準備をする』ことの重要性」
神戸市健康局 歯科専門医 足立 了平

② 神戸市の取り組み 「神戸市における災害時の保健医療対策」
神戸市健康局 副局長 森井 文恵

③ 関係団体の取り組み
「大規模災害時の神戸市歯科医師会の対応と課題」
神戸市歯科医師会 専務 杉村 智行
「長田区災害時の医療介護提供協議会の取り組み」
長田区歯科医師会 会長 木瀬 伸一
「非常時にいかにわたしの健口手帳」等の活動報告
兵庫県歯科衛生士会 会長 奥嶋 千穂

④ シンポジウム「災害時における歯科保健医療活動の見える化」
合演者が登壇

企業展示：10時30分～15時30分（1階多目的ホール）

① サンスター（株）
長期保存歯磨き粉「リンス」等の紹介

② アース製薬（株）
衛生用品防災備蓄自動販売機等の紹介

お申込み：神戸市ホームページ「おでかけKOBÉ」より 定員36名、先着順
<https://event.city.kobe.lg.jp/event/PubcitySurFSurvival08aw>

神戸市

「こうべ防災のつどい」での市民フォーラム

<参考> 防災関連機関等との応援協定

- ① 神戸市歯科医師会と神戸市との間で「災害時における応急歯科医療および口腔ケアの協力に関する協定（平成24年10月）」を締結し、災害時の歯科救護活動について、それぞれの役割分担を明確化。
- ② 生活協同組合コープこうべと締結している「緊急時における生活物資確保に関する協定」の中の緊急時に必要とされる品目として、歯ブラシを追加（平成24年10月）。
- ③ 学校法人玉田学園（神戸常盤大学短期大学部）と神戸市との間で、災害時における要援護者実態調査への専門職等の派遣、並びに福祉避難所のための場所の提供および管理運営に係る協力について「災害時における要援護者支援に関する協定」を締結（平成27年5月）。
- ④ 兵庫県栄養士会と神戸市との間で、災害時における被災者への栄養・食生活支援を迅速に行い、避難所生活での健康および栄養状態の悪化を防ぐため、「災害時における栄養・食生活支援に関する神戸市と公益社団法人兵庫県栄養士会との協定」を締結（平成29年3月）。

神戸市歯科口腔保健推進条例をここに公布する。

平成28年11月8日

神戸市長

久元 喜道

神戸市条例第15号

神戸市歯科口腔保健推進条例

市民が生涯にわたって質の高い生活を送るために、歯と口腔の健康を保持することは大変重要である。また、歯周病と全身疾患との関連が指摘されるなど、歯と口腔の健康は、全身の健康を保持する上で、基礎的かつ重要な役割を果たしている。

国においては、生涯自分の歯でおいしく食べることができるよう8020運動（80歳で20本以上自分の歯を保つための取組）を進めるとともに、歯科口腔保健の推進に関する法律（平成23年法律第95号）を制定し、歯科口腔保健（歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持をいう。以下同じ。）を推進している。本市においても、国の動きを受け、こうべ歯と口の健康づくりプランを策定し、歯科口腔保健を推進している。

市民一人ひとりが歯科疾患の予防に取り組むとともに、誰もが生涯にわたって切れ目なく必要な歯科保健医療を受けることができる環境を整備するため、市及び保健、医療、福祉、教育等の関係者が相互に連携を図りながら、歯科口腔保健に関する取組を更に推進していくことを目的として、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、本市の歯科口腔保健に関する施策を総合的に推進するため、市の責務等を明らかにするとともに、施策の基本的な事項を定め、もって市民の生涯にわたる健康の保持増進を図ることを目的とする。

（基本理念）

第2条 歯科口腔保健に関する施策の推進については、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 歯科疾患の予防、早期発見及び早期治療に関し、市民の自発的な取組を促進させるものであること。

(2) 乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における口腔機能の状態に応じて、切れ目なく、適切かつ効果的に実施されるものであること。

(3) 保健、医療、福祉、教育その他の分野における施策との有機的な連携が図られるものであること。

(市の責務)

第3条 市は、前条の基本理念にのっとり、市民の生涯にわたる歯科口腔保健に関する施策を定め、計画的に実施し、及び検証する責務を有する。

(歯科医療等関係者及び保健医療等関係者の責務)

第4条 歯科医療等関係者（歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療又は歯科保健指導に係る業務に従事する者をいう。以下同じ。）は、市が歯科口腔保健に関する施策を実施するにあたり、市との緊密な連携を図り、歯科口腔保健の推進に努めなければならない。

2 保健医療等関係者（保健、医療、福祉及び教育等に係る業務に従事する者であって、歯科口腔保健に関する業務を行うもの（歯科医療等関係者を除く。）をいう。以下同じ。）は、市及び歯科医療等関係者と連携して、歯科口腔保健の推進に協力するよう努めるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、歯科口腔保健に関する理解を深め、日常生活において自ら歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、定期的に歯科検診（健康診査及び健康診断を含む。以下同じ。）を受け、及び必要に応じて歯科保健指導を受けることにより、歯科口腔保健に努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その雇用する労働者の歯科口腔保健の推進を図るため、当該労働者が定期的に歯科検診を受け、及び必要に応じて歯科保健指導を受けることができるよう、職場環境の整備その他の必要な配慮をするよう努めるものとする。

(基本的な事項等)

第7条 市は、歯科口腔保健を推進するため、歯科医療等関係者及び保健医療等関係者との協議のもと、次に掲げる事項を基本とする施策を実施するものとする。

る。

(1) 歯科口腔保健に関する情報収集及び普及啓発に関すること。

(2) 歯科検診及び歯科保健指導の実施及び勸奨その他の歯科疾患の予防対策に関すること。

(3) かかりつけ歯科医の活用の推進に関すること。

(4) 障害者、介護が必要な高齢者その他の歯科口腔保健に特別の配慮を要する者の歯科保健医療体制の確保及び定期的な歯科検診の実施に関すること。

(5) 災害時における歯科保健医療の提供に関すること。

(6) 歯科医療等関係者及び保健医療等関係者の資質の向上に関すること。

(7) 歯科口腔保健に資する先進的な調査研究に対する支援に関すること。

(8) 前各号に掲げるもののほか、歯科口腔保健を推進するために必要な事項に関すること。

2 市は、前項の施策を効果的に実施するため、歯科口腔保健を担当する歯科専門人材の確保及び資質の向上に努めなければならない。

(計画の策定)

第8条 市長は、前条第1項の施策を総合的かつ計画的に実施するための計画を策定しなければならない。

2 市長は、前項の計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

(関係者との協議)

第9条 市長は、前条第1項の計画を策定し、若しくはその進捗管理を行い、又は歯科口腔保健の推進に関する重要事項を定めるに当たり専門的な意見を聴くため、歯科医療等関係者、保健医療等関係者その他の関係者との協議の場を設けるものとする。

(財政上の措置)

第10条 市は、歯科口腔保健に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(議会への報告)

第11条 市長は、毎年度、本市の歯科口腔保健に関する施策の実施状況を議会に

報告するものとする。

附 則

この条例は、平成28年11月8日から施行する。